

2015（平成25）年5月18日

RIZAP 株式会社
代表取締役 瀬戸 健 様

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット
理事長 山崎 省 吾



〒650-0011

神戸市中央区下山手通5丁目7番11号

兵庫県母子会館2階C

TEL 078-361-7201

FAX 078-361-7205

URL : <http://hyogo-c-net.com>

〔連絡先〕北摂中央法律事務所

弁護士 井上 伸

TEL : 072 - 755 - 2812

FAX : 072 - 755 - 2813

申 入 書

当法人は、兵庫県神戸市に事務所を置き、消費者被害防止・救済のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用の差止請求活動を行うことを目的とし、2008年（平成20年）5月28日に内閣総理大臣から適格消費者団体の認定を受けた団体です。

今般、当法人は、貴社に対し、下記のとおり申入れをいたします。

つきましては、本書面に対するご回答を、本書面到達後1か月以内に文書にてお願いいたします。

なお、本書面並びに本書面に対する貴社からのご回答の有無及びその内容等、本書面に関する経緯・内容についてはすべて公表させていただきますので、この旨申し添えます。

記

第1 申入れの趣旨

貴社のテレビコマーシャル、ホームページ及びパンフレット等の広告における「30日間全額返金保証制度」の記載を削除するよう求めます。

第2 申入れの理由

1 はじめに

貴社のテレビコマーシャル、ホームページ及びパンフレット等の広告における「30日間全額返金保証制度」とその内容の記載は、以下に述べるとおり、不当景品類及び不当表示防止法（以下、「景表法」といいます。）第4条1項柱書及び同条同項2号で禁止する「有利誤認表示」及び、特定商取引に関する法律（以下、「特商法」といいます。）第12条の「誇大広告等の禁止」に該当するなど、問題がありますので、直ちに「30日間全額返金保証」の記載を削除することを申し入れます。

2 景表法第4条の「有利誤認表示」違反について

(1) 不当景品類及び不当表示防止法（以下、「景表法」といいます。）第4条1項柱書及び同条同項2号は、「事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であって、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるものに該当する表示をしてはならない。」と規定しています。

(2) ところで、貴社の広告の多くには、「30日間全額返金保証制度」との記載があり、その一部にはその内容として、「プログラム開始後30日までの間は30日間全額返金保証制度の期間とさせていただきます、内容にご納得頂けない場合、喜んで全額を返金させていただきます。」などの記載があります。

一般の消費者がこの文言を素直に読むと、30日以内であれば内容に納得がいかなければ支払った金額全額を返金してもらえると誤認してしまうおそれがあると言えます。

確かに、貴社の「30日間全額返金保証制度」の説明の中には「※一部対象外となる場合がございます。詳しくは会則をご確認下さい。」とあります。

ここで、貴社の会則（RIZAP クラブ会員会則）26条を見ると、1項に「会社が承認した場合には、会員に対して支払済みの諸費用の全額を返

還します」とあることから、全額返還は会社が承認することが必要であり、その承認については、一定の要件を満たせば会社が必ず承認する等の記載もないことから、貴社の一存で恣意的に決められることも考えられ、確実に返金となされることを意味する「返金保証」との広告記載の文言とは明らかに矛盾します。

さらに、会則26条6項では「(1) 会員の転勤、引越し、仕事の都合、妊娠」や「(2) 人事異動や病気その他会社の都合により、トレーナーの担当変更が生じた場合」など一見すると退会が正当と考えられる場合について、逆に「会員は、本条に基づく支払済みの諸費用の返金を受けられないものとします」とされていますし、同7項では「会社が販売する物品(健康食品、化粧品類等を含みますがこれらに限られません。)」については全額返金の対象外とされています。これでは、「全額」の返金が「保証」されているとは言い難いと考えます。

- (3) したがって、貴社の広告は、実際は会社が承認しないと返金をしないにも関わらず、また返金が認められて良いはずの事由による退会の場合に返金の対象外とし、さらに会社が販売する物品の代金についても返金の対象外とされているにも関わらず、「30日間全額返金保証制度」を謳っており、役務の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であって、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるものに該当する表示にあたる考えられます(景表法4条1項柱書及び同条同項2号)。

2 特商法第12条の「誇大広告等の禁止」違反について

- (1) 特商法12条は「販売業者又は役務提供事業者は、通信販売をする場合の商品若しくは指定権利の販売条件又は役務の提供条件について広告をするときは、当該商品の性能又は当該権利若しくは当該役務の内容、当該商品若しくは当該権利の売買契約の申込みの撤回又は売買契約の解除に関する事項(第十五条の二第一項ただし書に規定する特約がある場合には、その内容を含む。)その他の主務省令で定める事項について、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない。」と規定しております。
- (2) 前述のとおり、貴社の広告には、「30日間全額返金保証制度」との記載があり、その内容の一部には、「プログラム開始後30日までの間は30日間全額返金保証制度の期間とさせていただきます、内容にご納得頂けない

場合、喜んで全額を返金させていただきます。」等の記載があります。

これらの記載は、前記1で述べたのと同様に、「有利であると人を誤認させるような表示」と言えますし、少なくとも「著しく事実に相違する表示」と言えます。

3 まとめ

以上の次第であり、直ちに、貴社のテレビコマーシャル、ホームページ及びパンフレット等の広告において「30日間全額返金保証」及びその内容の記載を削除することを申し入れます。

以 上